

**【質問】**

患者の家族に、診療内容や病名、治療方法等について説明をしてもらえないのはどうしてですか。

**【回答】**

患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは医療従事者の守秘義務に反するため、説明してもらえないこともあります。説明を受けるために必要な条件を、医療機関に相談してみましょう。

医療法では「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。」とされています。この場合の、医療を受ける者＝患者本人になります。医療従事者には守秘義務があるほか、医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、個人情報保護法に定めがある場合を除き認められないことになっているため、家族であっても説明をしてもらえないこともあります。

また、説明は、患者本人の意思決定を前提として実施されており、内容の統一性確保の観点から、原則としてご家族の代表の方に同席いただく形で一度で行われることが多いです。そのため、家族からばらばらに説明を求めた場合には、説明を断られることもあります。

**【参考】**

個人情報の保護に関する法律 第27条 第三者提供の制限